

母子家庭等の新入学児童へ 入学祝金を支給します

母子家庭や両親のいない世帯で、今春、小・中学校に入学される児童がいる保護者の方へ入学祝金を支給します。該当者には申請書を送付します。必要事項を記入の上、3月9日(月)までに提出してください。

申請書が届かない場合や、入学時まで母子家庭などになられた場合は、担当課へご連絡ください。

■申請先

○市庁舎別館女性児童福祉課
女性係
TEL0897-52-1373
○各総合支所市民福祉課
福祉係

在宅寝たきり等の障害者を 介護している方に手当支給

在宅で6カ月以上寝たきり等の状態にある65歳未満の障害者を介護している方に、介護手当を支給しています。

■手当の額 月額5000円

■支給方法
4月・8月・12月に、前月までの4カ月分を支給

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係
TEL0897-52-1214
○各総合支所市民福祉課
福祉係

※65歳以上の方にも同様の制度があります。詳しくは、市庁舎別館高齢介護課包括支援係または各総合支所市民福祉課福祉係へお問い合わせください。

4月からすべての建築物の 建築確認等を市が行います

西条市は4月1日(水)からすべての建築物の建築確認等を行う特定行政庁になります。市が審査することに伴い、これまで愛媛県が審査していた規模の建築物については、書類の提出部数や手数料の納付方法が変更になりますのでご注意ください。

■市が行う主な業務

○すべての建築物や工作物、建築設備に関する建築確認、完了検査など

○特殊建築物や建築設備の定期報告の受理

○建設リサイクル法、省エネルギー法、人にやさしいま

ちづくり条例に係る届出の受理

○住宅金融支援機構に係る災害復興建築物の工事の審査など

■問合せ

市庁舎別館建築住宅課
建築審査係
TEL0897-52-1558

刃渡り5・5センチ以上の剣は 所持が禁止されています

ダガーナイフなど両側に刃がついた刃渡り5・5センチ以上の剣は、今年1月5日(月)から所持が禁止されています。

該当する剣を所持している方は、平成21年7月4日(土)までに、警察に処分を依頼するか、輸出業者や廃棄業者に輸出または廃棄の依頼をしてください。

1月5日以降に該当する剣を手に入れると不法所持になり、罪に問われることとなります。(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)

■問合せ

○西条警察署生活安全課
TEL0897-56-0110
○西条西警察署生活安全課
TEL0898-64-0110

標準小作料が改訂

農業委員会では平成21年2月から慣行小作地に適用される標準小作料の額(10ア当たり年額)を右表のとおり決定しました。

標準小作料は、貸し手と借り手が円滑に小作料を決めていただくための、目安としてご利用ください。

なお、標準小作料の額は水稻単作を想定しています。また、転作などを加味したものではありません。

■問合せ

○市庁舎別館農業委員会事務局
TEL0897-52-1262
○各総合支所農業委員会分室

農地の区分	小作料の標準額	備 考
田 部	上 田	15,300円 主な作物は水稻(10ア当たりの収量:490kg程度) ほ場整備完了またはこれに準じ、農業用道水路が整備され、トラクター、コンバインなど大型農機具の使用可能な水田。 例:農道が整備され水管理が容易であり、一区画がおおむね30ア以上の田。二毛田。
	中 田	11,900円 主な作物は水稻(10ア当たりの収量:450kg程度) 上田より農地の環境がやや悪く、大型農機具の利用程度も上田より劣る水田。 例:区画整理がされていても、農道も無く水管理が容易でない田。
	下 田	7,400円 主な作物は水稻(10ア当たりの収量:420kg程度) 水田としての環境は悪いが、耕運機、バインダーなどの利用が可能な水田。 例:山間部の農地で、小農機具しか使用できない田。区画整理が未実施で、進入路も無く他人の農地を通らなければならない田。一毛田。
畑 の 部	標準額を定めない。	

※東予地区・小松地区の一部地域においては、慣行によって上記標準額から減額(東予地区は最高25%・小松地区は37%)される場合があります。